

# ソフトバンク株式会社 から提出された 四半期報告の概要及び確認の結果

## 令和3年度第3四半期 (令和3年10月～令和3年12月)

この資料は、ソフトバンク株式会社(※1)によるイー・アクセス株式会社(※2)(以下「イー・アクセス」という。)の株式取得等について、平成24年11月28日に電波監理審議会への報告に際し、

○認定期間中は四半期報告によりイー・アクセス株式会社及びソフトバンクモバイル株式会社(以下「ソフトバンクモバイル」という。)(※3)の認定計画の実施に支障がないか厳格に確認することとする。

○総務省による四半期報告の確認の結果については、イー・アクセス及びソフトバンクモバイルの認定計画の実施状況の透明性を確保するため、総務省のウェブサイトにて公表する。としたことに基づいて、イー・アクセス及びソフトバンクモバイルの四半期報告(※4)の概要をとりまとめ、確認の結果とともに公表するものである。

なお、平成27年4月1日付けでソフトバンクモバイル株式会社によるワイモバイル株式会社(以下「ワイモバイル」という。)の吸収合併に伴う認定開設者の地位の承継が総務省の許可(※5)を受けた上で行われており、本報告は全てソフトバンク株式会社によるものである。

※1 平成27年7月1日からソフトバンクグループ株式会社に社名変更。

※2 平成26年7月1日からワイモバイル株式会社に社名変更。

※3 平成27年7月1日からソフトバンク株式会社に社名変更。

※4 3.9世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設計画(イー・アクセス：700MHz帯、ソフトバンクモバイル：900MHz帯)に関する四半期報告。なお、終了促進措置に関する部分については、別途公表(<http://www.tele.soumu.go.jp/j/ref/portal/>)していることから除外する。

※5 関係報道資料([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01kiban14\\_02000218.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban14_02000218.html))

## 700MHz帯に係る特定基地局の開設計画に関する四半期報告（令和3年度第3四半期）

### <報告概要>

#### 1 特定基地局の整備計画

##### <700MHz帯-LTE+NR>

平成31年1月末に終了促進措置が完了。

特定基地局数（屋内等に設置するものを除く。）

：17,116局（開設計画では令和3年度末に14,430局）

特定基地局数（屋内等に設置するものに限る。）

：377局（開設計画では令和7年度末に190局）

人口カバー率：98.8%（開設計画では令和3年度末に99.3%）

##### <700MHz帯-NR>

特定基地局数（屋内等に設置するものを除く。）

：9,900局（開設計画では令和3年度末に9,641局）

#### 2 ネットワークの相互提供

MVNOに対する電気通信役務の提供については、前四半期から2者増加し、提供先事業者数は574者である。

#### 3 資金調達方法

開設計画及び総務省から電波監理審議会へ平成24年11月28日に報告した内容からの変更はない。

#### 4 その他

平成26年6月1日に、株式会社ウィルコムと合併し、平成26年7月1日に社名をワイモバイル株式会社に変更。また、平成27年4月1日に、ワイモバイル株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社、ソフトバンクBB株式会社及びソフトバンクテレコム株式会社の4者が合併し、平成27年7月1日に社名をソフトバンク株式会社に変更した。開設計画の進捗に影響はない見込みである。

令和2年10月23日に開設計画の変更認定を受け、5G特定基地局を開設することが可能となった。

### <確認結果>

開設指針及び開設計画に基づき適切に実施されていることを確認した。

また、ソフトバンクモバイル株式会社によるワイモバイル株式会社の吸収合併に伴う認定開設者の地位の承継による、開設計画の進捗に影響がないか、引き続き注視していく。

## 900MHz帯に係る特定基地局の開設計画に関する四半期報告（令和3年度第3四半期）

### <報告概要>

#### 1 特定基地局の整備計画

平成30年3月末までに、終了促進措置の実施を完了。

特定基地局数<sup>※1</sup>：58,452局（開設計画では令和3年度末に42,132局）

人口カバー率<sup>※2</sup>：100.0%（開設計画では令和3年度末に99.9%）

※1：特定基地局のうち屋外で開設した3.9世代移動通信システム基地局の数

※2：小数第2位を四捨五入し、小数第1位までを記載

#### 2 ネットワークの相互提供

MVNOに対する電気通信役務の提供については、前四半期から2者増加し、提供先事業者数は574者である。

#### 3 資金調達方法

開設計画からの変更及び特記事項はない。

#### 4 その他

今四半期における特記事項はない。

### <確認結果>

開設指針及び開設計画に基づき適切に実施されていることを確認した。